

# 障がい児者相談支援体制に関するアンケート調査 結果概要

- 調査時点:平成25年4月1日時点
- 調査方法:アンケート調査票を全市町村に送付
- 調査期間:平成25年4月～6月
- 調査対象:43市町村
- 回答状況:43市町村

大阪府 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

# 計画相談支援

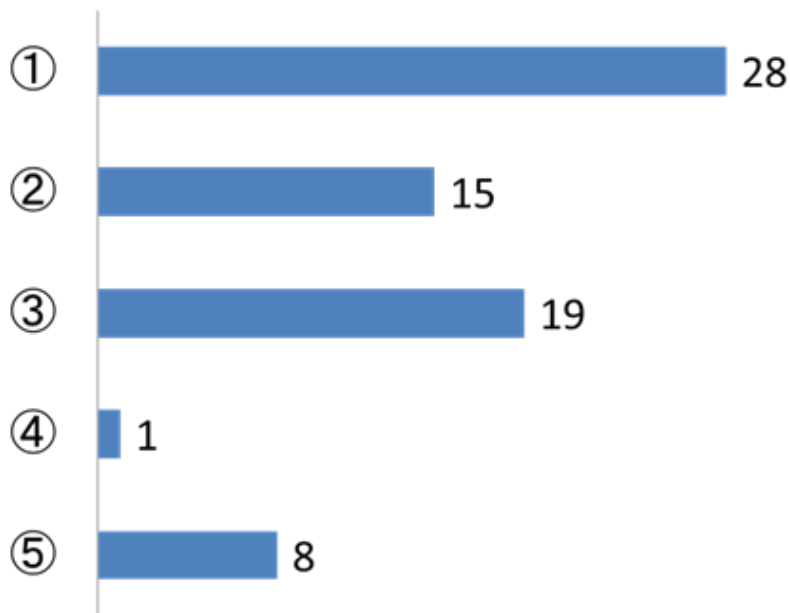
## サービス等利用計画の作成件数(H24.4.1～H25.3.31)

- 平成24年度中のサービス等利用計画を作成した実人数は、全市町村で5,353人となっている。
- 平成26年度末のサービス等利用計画の対象者数は全市町村で75,337人と推計されている。
- 平成26年度末までにサービス等利用計画の作成が必要となる者(新規利用者含む。)のうち、平成24年度末までに計画が作成されたのは、7.1%となっている。

# 計画作成を達成するための市町村での取り組み

	項目	回答市町村数	回答率(%)
①	優先順位を定めて、計画的に拡大	28	65.1
②	指定特定相談支援事業所へ相談支援専門員の増員を働きかける	15	34.9
③	障がい福祉サービス事業所に相談支援事業への参入を働きかける	19	44.2
④	介護保険制度のケアマネジャーが所属する地域包括支援センター等に相談支援事業への参入を働きかける	1	2.3
⑤	その他	8	18.6

## 計画作成を達成するための取り組み



○すべての障がい福祉サービス等利用者に対する計画作成を達成するための取り組みとして、「優先順位を定めて、計画的に拡大」とする市町村が28市町村であり、最も多い。

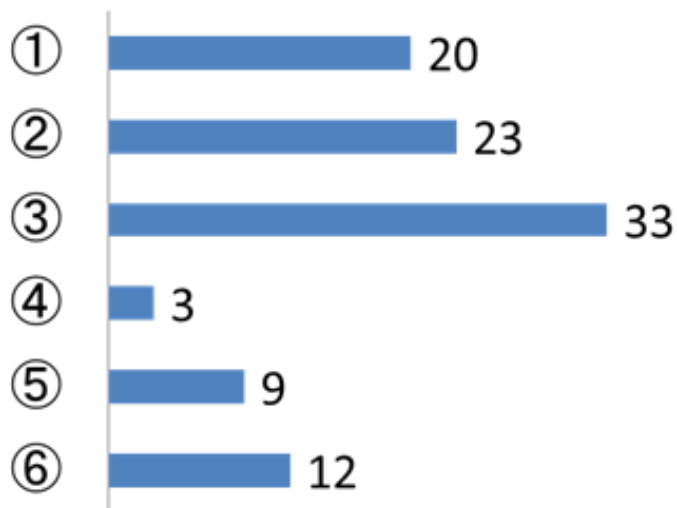
○次いで、「障がい福祉サービス事業所に相談支援事業への参入を働きかける」が19市町村、「指定特定相談支援事業所へ相談支援専門員の増員を働きかける」が15市町村となっている。

○市独自で相談支援専門員に対する実務者研修を実施したり、特定相談支援事業の立ち上げ経費を予算計上するなど、市町村独自の取り組みも実施されている。

## すべての障がい福祉サービス等利用者 計画作成する上での課題

	項目	回答市町村数	回答率(%)
①	管内に新たに指定できる相談支援事業所がない	20	46.5
②	相談支援事業に参入する法人・団体がいない。	23	53.5
③	既存の相談支援事業所で相談支援専門員を増員する計画(余裕)がない。	33	76.7
④	サービス等利用計画(案)の内容に不備が多い。	3	7
⑤	サービス等利用計画(案)の内容が適切な内容となっているかどうか、職員が判断に困っている。	9	20.9
⑥	その他	12	27.9

### 課題



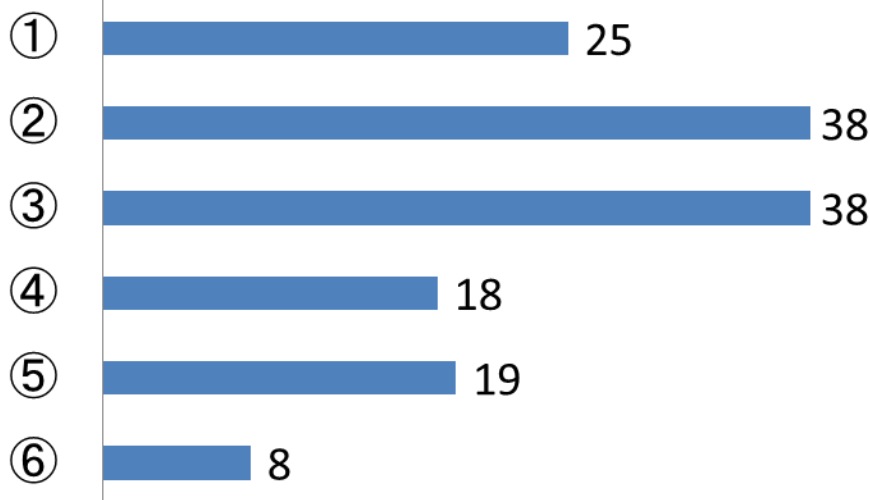
○すべての障がい福祉サービス等利用者に対する計画作成するうえでの課題として、「既存の相談支援専門員を増員する計画(余裕)がない」とする市町村が33市町村であり、最も多い。

○また、新たな相談支援専門員の確保、指定特定相談支援事業者の確保も約半数の市町村で課題として挙げられている。

# 計画相談支援に関する課題解決のために必要な方策

	項目	回答市町村数	回答率(%)
①	報酬額の改善	25	58.1
②	相談支援専門員の量的確保	38	88.4
③	相談支援専門員の質的向上	38	88.4
④	計画相談に従事する相談支援専門員の配置基準(1人当たりの利用者数)の明確化	18	41.9
⑤	サービス等利用計画(案)の内容チェックのための市町村職員向けマニュアルの作成	19	44.2
⑥	その他	8	18.6

計画相談に関する課題解決のために  
必要な方策



○課題解決のために必要な方策として、「相談支援専門員の量的確保」と「相談支援専門員の質的向上」について38市町村が回答した。

○市町村独自の取組として、相談支援事業所と市職員による勉強会の開催や、事業所からの相談に応じれるよう基幹相談支援センター内に専用相談スペースを設置、また、自立支援協議会において相談支援の部会を立ち上げ、地域の相談体制の強化を図る取り組みが進められている。

# 地域相談支援

## 地域移行支援・地域定着支援の給付決定数(実人数) (H24.4.1～H25.3.31)

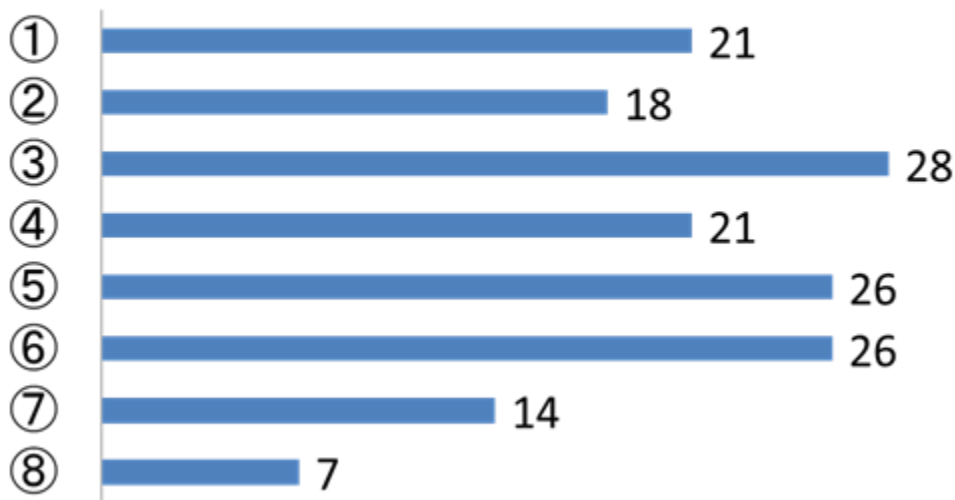
区分		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
地域移行	施設	6	19	1	26
	病院	0	4	92	96
地域定着		137	222	82	441

- 地域移行支援を利用した者のうち、施設入所者は26人、精神科病院入院患者は96人、合計で122人となっている。
- 地域定着支援の利用者は441人となっている。

# 地域移行支援・地域定着支援を進めるために 必要な方策

項目	回答市町村数	回答率(%)
① 地域移行支援・地域定着支援の報酬額の改善	21	48.8
② 指定一般相談支援事業所の箇所数の増	18	41.9
③ 地域移行支援・地域定着支援に従事する相談支援専門員や地域移行支援従事者の量的確保	28	65.1
④ 相談支援専門員・地域移行支援従事者の質的向上	21	48.8
⑤ 障がい者入所支援施設・精神科病院の地域移行の理解促進	26	60.5
⑥ 体験利用するための地域資源(日中活動の場・生活の場)の整備促進	26	60.5
⑦ 地域移行支援・地域定着支援を進めるためのマニュアルの作成	14	32.6
⑧ その他	7	16.3

## 地域移行支援・地域定着支援を進めるために 必要な方策



○地域移行支援・地域定着支援を進めていくための方策として、「地域移行支援・地域定着支援に従事する相談支援専門員や地域移行支援従事者の量的確保」が28市町村、「障がい者入所支援施設・精神科病院の地域移行の理解促進」が26市町村、「体験利用するための地域資源(日中活動の場・生活の場)の整備促進」が26市町村である。

# 基幹相談支援センター

## 基幹相談支援センターの設置状況

- 平成25年4月1日現在、基幹相談支援センターを設置している市町村は、**16市町村(19か所)**となっている。

設置形態		市町村数
単独	直営	3
	委託	7
共同	直営	0
	委託	6

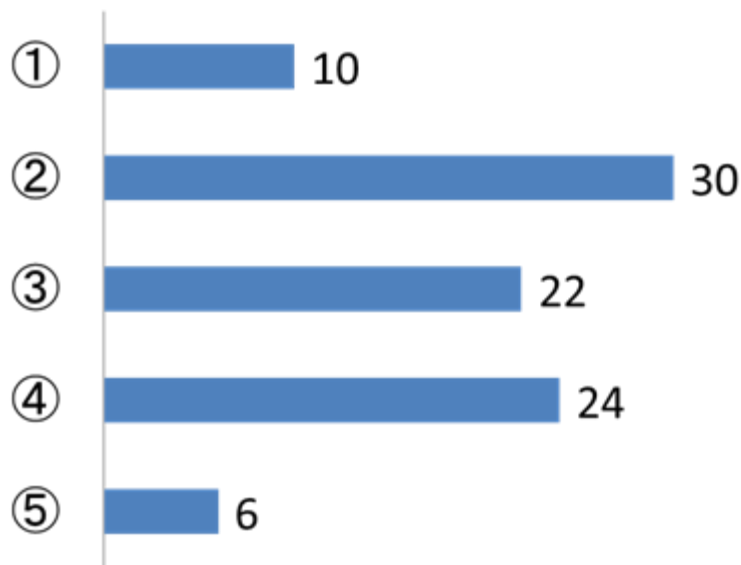
- 基幹相談支援センター設置市町村(H25.4.1現在)
  - 【単独設置・直営(3市)】  
高槻市、吹田市、茨木市
  - 【単独設置・委託(7市)】  
大阪市、堺市(8か所)、池田市、富田林市、  
河内長野市、箕面市、摂津市
  - 【共同設置・委託(6市町村)】  
泉佐野市・熊取町・田尻町、  
太子町・河南町・千早赤阪村



# 基幹相談支援センターの設置促進のために必要な方策

	項目	回答市町村数	回答率(%)
①	人口規模等に応じて市町村単位や圏域単位など、配置基準を示すべき	10	23.3
②	市町村地域生活支援事業ではなく別途助成制度で運営補助すべき	30	69.8
③	事業内容を踏まえ、相談支援専門員等職員配置基準を示すとともに、事業規模に応じた助成制度とすべき	22	51.2
④	相談支援事業所の質的、量的確保を講じるべき	24	55.8
⑤	その他	6	14

## 設置促進のために必要な方策



○「市町村地域生活支援事業ではなく別途助成制度で運営補助すべき」と回答した市町村が30市町村であり、最も多い。

○「市町村地域生活支援事業ではなく別途助成制度で運営補助すべき」と「事業内容を踏まえ、相談支援専門員等職員配置基準を示すとともに、事業規模に応じた助成制度とすべき」を合わせると、35市町村が回答しており、基幹相談支援センターの財源確保が大きな課題となっている。

